

既認定者の登録内容の変更手続きについて

登録タイトル張り基幹技能者に認定された方で、認定後、勤務先・住所などに関する登録内容に変更が生じた場合は、所定の変更届にて実施機関事務局までお知らせ下さい。

登録変更届

修了証の再発行について

- ① 登録内容の変更や紛失による修了書の再発行には、所定の申込書を実施機関事務局に提出して下さい。
- ② 修了証の再発行には手数料がかかります。金額・振込先は申込書に明記されていますので、必ずご確認下さい。

再発行申込書